

# 2018年度第1回臨時評議員会議事録

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づく評議員会決議に関する理事の提案に対し、2018年5月8日までに、評議員全員（6名）から同意を得たので、本提案事項は決議があったものと看做されたため、本議事録を作成する。

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

1：監事による監査報告の報酬につき、定款第28条第1項規程に準じ、以下の通りとする。

この法人は、監事に対し、監査報告書提出につき、3万円（税抜）の報酬を支給する。ただし、監査に伴い生じた交通費は別途支給しない。

2：臨時評議員会決議があったものと看做される日を2018年5月8日付とする。

2. 提案をした理事の氏名 立野晴朗

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日 2018年5月8日

4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 評議員会長 山本唯倫

2018年5月8日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

評議員会長 山本 唯倫

---